



県 章

# 滋賀県公報

平成 30 年 (2018 年)  
1 2 月 2 8 日  
第 4 5 1 3 号  
金 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

## 目 次

### ○ 告 示

大津市と滋賀県との間における下水汚泥処理事務委託に関する規約の一部変更 (下水道課) .....	1
朽木村と滋賀県との間における下水汚泥処理事務委託に関する規約の一部変更 (下水道課) .....	1
高島市と滋賀県との間における浄化槽に係る汚泥およびし尿の処理事務委託に関する規約の一部変更 (下水道課) .....	2
保安林の指定施業要件の変更予定 (森林保全課) .....	2
保安林の指定施業要件の変更の通知 (森林保全課) .....	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課) .....	3

### ○ 公 告

建設業法に基づく営業の停止処分公告 (監理課) .....	4
公共測量実施公告 (監理課) .....	4
公共測量終了公告 (監理課) .....	4
一般競争入札の公告 (財政課) .....	5

### ○ 健康福祉事務所告示

介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (湖北) .....	6
--------------------------------------	---

### ○ 農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告 (大津・南部、東近江) .....	6
------------------------------------	---

## 告 示

### 滋賀県告示第543号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の14第2項の規定に基づき、平成30年12月21日に大津市と滋賀県との間における下水汚泥処理事務委託に関する規約の一部を変更し、大津市から受託した下水汚泥処理の事務を変更したので、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定に基づき告示する。

平成30年12月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

大津市と滋賀県との間における下水汚泥処理事務委託に関する規約の一部を次のとおり変更する。

第3条中「収入および支出」を「収益および費用」に、「滋賀県流域下水道事業特別会計」を「滋賀県琵琶湖流域下水道事業会計」に改める。

#### 付 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

### 滋賀県告示第544号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の14第2項の規定に基づき、平成30年12月21日に朽木村と滋賀県との間における下水汚泥処理事務委託に関する規約の一部を変更し、高島市から受託した下水汚泥処理の事務を変更したので、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定に基づき告示する。

平成30年12月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

朽木村と滋賀県との間における下水汚泥処理事務委託に関する規約の一部を次のとおり変更する。

題名を次のとおり改める。

高島市と滋賀県との間における下水汚泥処理事務委託に関する規約

第1条中「朽木村」を「高島市」に改める。

第4条中「収入および支出」を「収益および費用」に、「滋賀県流域下水道事業特別会計の歳入歳出予算」を「滋賀県琵琶湖流域下水道事業会計」に改める。

付 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

-----  
**滋賀県告示第545号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第2項の規定に基づき、平成30年12月21日に高島市と滋賀県との間における浄化槽に係る汚泥およびし尿の処理事務委託に関する規約の一部を変更し、高島市から受託した浄化槽に係る汚泥およびし尿の処理の事務を変更したので、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定に基づき告示する。

平成30年12月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

高島市と滋賀県との間における浄化槽に係る汚泥およびし尿の処理事務委託に関する規約の一部を次のとおり変更する。

第3条中「収入および支出」を「収益および費用」に、「滋賀県流域下水道事業特別会計」を「滋賀県琵琶湖流域下水道事業会計」に改める。

付 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

-----  
**滋賀県告示第546号**

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、告示する。

平成30年12月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 米原市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 名所または旧跡の風致の保存

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および米原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

-----  
**滋賀県告示第547号**

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、告示する。

平成30年12月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 長浜市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第548号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成30年12月28日

滋賀県知事 三日月 大造

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 蒲生郡日野町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、蒲生郡日野町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

日野町(次の図に示す部分に限る。)

イ 次の森林については、主伐は択伐による。

日野町(次の図に示す部分に限る。)

ウ その他の部分については、主伐に係る伐採種は、定めない。

エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第549号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成30年12月28日

滋賀県知事 三日月 大造

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 米原市(国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 名所または旧跡の風致の保存

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および米原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第550号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

平成30年12月28日

滋賀県知事 三日月 大造

精神通院医療機関

名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
アイン薬局大津店	大津市富士見台14-19	薬局	志岐 瞳	平成30.11.1
ステーション薬局石山店	大津市栗津町3-2 JR石山駅NKビル301号	薬局	山本 純子	平成30.11.1
アイン薬局木之本店	長浜市木之本町黒田1086-5	薬局	三浦 正尊	平成30.11.1
アイン薬局長浜店	長浜市大成亥町254番地1	薬局	阿部 直史	平成30.11.1

## 公 告

## 建設業法に基づく営業の停止処分の公告

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定により次に示す処分を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成30年12月28日

滋賀県知事 三日月 大造

- 処分をした年月日 平成30年12月14日
- 処分を受けた者 株式会社ノセヨ  
代表者 代表取締役 野瀬昌代  
主たる営業所の所在地 彦根市地蔵町112番地1  
建設業者の許可番号 滋賀県知事許可(特-27)第51307号  
(般-30)第51307号
- 処分の内容 建設業法第28条第3項に基づく営業の停止命令
  - 停止を命ずる営業の範囲 電気工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの  
(注1) 「電気工事業に関する営業」とは、注文者から電気工事を請け負う営業をいう。  
(注2) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)または建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。
  - 停止を命ずる期間 平成30年12月28日から平成31年12月27日までの1年間
- 処分の原因となった事実 株式会社ノセヨの元代表取締役は、米原市が執行した認定こども園電気設備工事の入札において、元米原市職員から同工事の失格基準価格等の教示を受け、同社に同工事を落札させ、もって入札等の公正を害すべき行為等を行うとともに、謝礼の趣旨の下に、当該市職員に対し、旅行券や現金を供与した。  
これにより、平成30年9月20日に大津地方裁判所から、公契約関係競売等妨害、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反、贈賄の罪により、懲役2年(執行猶予5年)の判決を受け、その刑が確定した。  
このことが、建設業法第28条第1項第2号および第3号に該当すると認められる。

## 公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省近畿地方整備局長 黒川 純一良から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成30年12月28日

滋賀県知事 三日月 大造

- 作業の種類 公共測量(基盤地図情報作成)
- 作業の地域 大津市の一部
- 作業の期間 平成30年12月25日から平成31年3月22日まで

## 公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、草津市長 橋川 渉から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

平成30年12月28日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業の地域 草津市木川町字四石舞、草津町字犬ヶ町、草津町字六ノ坪、西草津一丁目字初干場、西草津一丁目字射場ノ前、西草津一丁目字菰原、西草津一丁目字北中ノ町
- 3 作業の終了日 平成30年11月30日

### 一般競争入札の公告

平成30年度県有地等売却契約について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

平成30年12月28日

滋賀県知事 三日月 大造

#### 1 入札に付する物件

物件番号	物件所在地	地目等	面積(㎡)	予定価格(円) (最低売却価格)
1	高島市今津町浜分字古賀町67番127	宅地	402.00	5,500,000
2	彦根市西今町字狐塚850番79	宅地 (建物)	401.42 242.70	18,200,000

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当することとなったときから2年を経過しない者およびその者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号。以下「規則」という。)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「防止法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でなくなった日から5年を経過していない者
  - イ 入札に付する県有地等を暴力団(防止法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)の事務所またはその敷地その他これらに類する目的で使用しようとする者
  - ウ 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を得る目的または第三者に損害を与える目的で暴力団員または暴力団を利用している者
- (5) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する滋賀県の職員でないこと。

#### 3 一般競争入札申込書および案内書の配布期間および配布場所

- (1) 配布期間 平成30年12月28日(金)から平成31年1月25日(金)まで(土曜日、日曜日、祝日および平成30年12月29日から平成31年1月3日までを除く。)
- (2) 配布場所

滋賀県総務部財政課公有財産係 大津市京町四丁目1番1号(滋賀県庁本館1階)  
 滋賀県総務部総務事務・厚生課南部総務経理係 草津市草津三丁目14-75(南部合同庁舎)  
 滋賀県総務部総務事務・厚生課甲賀総務経理係 甲賀市水口町水口6200(甲賀合同庁舎)  
 滋賀県総務部総務事務・厚生課東近江総務経理係 東近江市八日市緑町7-23(東近江合同庁舎)  
 滋賀県総務部総務事務・厚生課湖東総務経理係 彦根市元町4-1(湖東合同庁舎)  
 滋賀県総務部総務事務・厚生課湖北総務経理係 長浜市平方町1152-2(湖北合同庁舎)  
 滋賀県総務部総務事務・厚生課高島総務経理係 高島市今津町今津1758(高島合同庁舎)  
 各物件所在地の市役所の財産担当窓口

#### 4 契約条項を示す場所 滋賀県総務部財政課公有財産係

#### 5 入札参加申込みの方法

- (1) 一般競争入札申込書に必要事項を記載し、2(1)から(5)までに掲げる要件を満たす者であること等を誓約する書面を添えて、郵送または持参の方法により申し込むこと。
  - ア 一般競争入札申込書および誓約書(以下「申込書等」という。)を郵送する場合
    - (イ) 送付先 滋賀県総務部財政課公有財産係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
    - (ロ) 受付期間 平成31年1月25日(金)までに到着したものに限り受け付ける。

イ 申込書等を持参する場合

- (ア) 受付場所 滋賀県総務部財政課公有財産係 大津市京町四丁目1番1号
- (イ) 受付期間 平成30年12月28日(金)から平成31年1月25日(金)まで(土曜日、日曜日、祝日および平成30年12月29日から平成31年1月3日までを除く。)
- (ウ) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 期限までに申込書等を提出しない者は、この入札に参加することができない。

6 入札の日時、場所等

(1) 日時および場所

物件番号	年 月 日	時 間	場 所
1	平成31年2月14日(木)	午前10時	大津市松本一丁目2-1
2	〃	午後2時	大津合同庁舎入札室(3階)

(2) 郵便による入札は、行わない。

7 開札の日時および場所 開札は、入札後入札を行った場所において直ちに行う。

8 入札保証金 入札者は、入札見積額の100分の5以上の額を入札保証金として、入札執行の当日の受付時に納めなければならない。

9 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 規則第199条に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

10 落札者の決定方法 入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

11 契約書の作成の要否および売買代金の支払方法

- (1) 契約書の作成の要否 要
- (2) 売買代金の支払方法 契約締結時に売買代金の100分の10以上の契約保証金を納付し、契約締結の後県が発行する納入通知書により指定期日までに納付すること。

12 入札保証金の帰属 落札者が落札決定の日から14日以内に契約を締結しないときは、8の入札保証金は、違約金として県に帰属する。

13 入札の詳細は、案内書による。

14 問合せ先 滋賀県総務部財政課公有財産係 電話 077-528-3191

健康福祉事務所告示

滋賀県湖北健康福祉事務所告示第15号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

平成30年12月28日

滋賀県湖北健康福祉事務所長 山下 剛

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
ほっとはーとケアサービス	長浜市高月町柳野中91番地	株式会社ほっとはーと 代表取締役 高橋美栄	長浜市高月町柳野中91番地	訪問介護	2570301131	平成30.12.31

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、大比良土地改良区から次のとおり役員が退任および就任する。

び就任した旨の届出があった。

平成30年12月28日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 中 田 住 久

## 1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	北 村 多 喜 男	大津市大物492番
〃	北 村 吉 裕	同 所538番
〃	北 村 重 治	同 所412番
〃	北 村 斎 次	同 所573番
〃	北 村 伊 三 和	同 所546番
〃	中 村 五 郎 助	同 市南比良 6 番
〃	辻 弥 藏	同 所592番
〃	山 口 重 行	同 所628番
〃	高 山 義 典	同 所700番
〃	中 村 英 樹	同 所375番
〃	中 村 博	同 市北比良829番
〃	和 藤 新 太 郎	同 所36番
〃	伊 藤 久 司	同 所66番
〃	比 良 岡 昭 七 郎	同 所49番
〃	藤 原 久 良	同 所209番
監 事	橋 本 正 和	同 市大物297番
〃	角 田 俊 英	同 市南比良559番
〃	澤 哲 男	同 市北比良105番 2

## 2 就任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	北 村 吉 裕	大津市大物538番
〃	北 村 斎 次	同 所573番
〃	北 村 伊 三 和	同 所546番
〃	北 村 正 司	同 所405番
〃	山 村 敦	同 所499番
〃	辻 弥 藏	同 市南比良592番
〃	高 山 義 典	同 所700番
〃	中 村 誠	同 所720番
〃	中 村 英 樹	同 所375番
〃	中 村 友 美	同 所331番 2
〃	比 良 岡 昭 七 郎	同 市北比良49番
〃	藤 原 久 良	同 所209番
〃	山 本 正 徳	同 所68番
〃	澤 哲 男	同 所105番 2
〃	山 本 繁 治	同 所199番
監 事	北 村 重 治	同 市大物412番
〃	山 口 重 行	同 市南比良628番
〃	田 邊 三 利	同 市北比良179番 2

### 土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、三津屋土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

平成30年12月28日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 松 井 傳 夫

## 1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	深 尾 重 一	東近江市三津屋町839番地
〃	深 尾 忠 男	同 所660番地
〃	村 田 耕 作	同 所842番地
〃	村 田 欣 治	同 所841番地
〃	深 尾 正 平	同 所800番地
〃	村 田 平	同 所550番地
〃	藤 田 哲 男	同 所724番地
〃	村 田 正 治	同 所908番地
〃	戸 田 守	同 所670番地
〃	深 尾 仙 次	同 所739番地
監 事	久 保 次 雄	同 所333番地 1
〃	村 田 義 夫	同 所1031番地
〃	村 上 光 弘	同 所910番地

## 2 就任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	深 尾 重 一	東近江市三津屋町839番地
〃	深 尾 忠 男	同 所660番地
〃	村 田 耕 作	同 所842番地
〃	村 田 欣 治	同 所841番地
〃	村 田 平	同 所550番地
〃	藤 田 哲 男	同 所724番地
〃	村 田 正 治	同 所908番地
〃	戸 田 守	同 所670番地
〃	深 尾 仙 次	同 所739番地
〃	村 田 義 夫	同 所1031番地
監 事	久 保 次 雄	同 所333番地 1
〃	村 上 光 弘	同 所910番地
〃	南 井 伸 夫	同 所844番地 2